

日医発第427号（保険）
令和 5 年 5 月 26 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等につきましては、令和5年3月23日付 日医発第2391号（保険）によりご連絡申し上げたところであります。

今般、厚生労働省より、当該通知に関する一部改正通知が示されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

改正箇所は、添付資料の（別紙）に太字下線で記載されております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について
(令 5.5.25 保医発 0525 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長)

保医発 0525 第 4 号
令和 5 年 5 月 25 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の
費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行
及び公費支援の具体的内容について」（令和 5 年 3 月 17 日付け厚生労働省新型コロナウイルス
感染症対策推進本部事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染
症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置
づけが 5 類感染症に変更された後の患者等に対する公費支援の取扱いが示されたところ
である。

当該取扱いに伴う保険医療機関等による当該金額の請求に係る診療報酬明細書の記載等
については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の
費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和 5 年 3 月 20 日保医発 0320 第
1 号厚生労働省保険局医療課長通知）においてお示したところであるが、今般、その一部
を別紙のとおり改正することから、貴管下の保険医療機関、保険薬局、審査支払機関等に対
して周知徹底をお願いする。

（改正箇所は太字下線）

(別紙)

保医発 0320 第 1 号
令和 5 年 3 月 20 日
令和 5 年 5 月 25 日一部改正

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和 5 年 3 月 17 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置づけが 5 類感染症に変更された後の患者等に対する公費支援の取扱いが示されたところである。

当該取扱いに伴い、保険医療機関等による当該金額の請求（以下「本請求」という。）に係る診療報酬明細書の記載等については、下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、保険薬局、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いする。

なお、今回の公費支援の取扱いの変更に伴い、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」（令和 2 年 4 月 30 日保医発 0430 第 4 号厚生労働省保険局医療課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和 2 年 5 月 13 日保医発 0513 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知。令和 4 年 10 月 28 日最終改正。）は廃止する。

記

1 公費の種類について

新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用（治療薬に係るものを除く。）の一部を補助する公費（以下「一部補助」という。）及び新型コロナウイルス感染症の治

療薬に要した費用の全額を補助する公費（以下「全額補助」という。）の２種類とし、公費負担者番号はそれぞれ別紙のとおりとする。

2 「公費負担者番号」欄について

- （１） 新型コロナウイルス感染症に係る入院診療を算定する場合は、保険医療機関の所在地に対応する一部補助の公費負担者番号を記載すること。
- （２） 新型コロナウイルス感染症の治療薬を算定する場合は、保険医療機関又は保険薬局の所在地に対応する全額補助の公費負担者番号（調剤報酬明細書において、処方箋を交付した保険医療機関と保険薬局の所在地が異なる場合には、保険薬局の所在地の公費負担者番号）を記載すること。
- （３） 一部補助の公費負担者番号と全額補助の公費負担者番号を同時に記載する場合は、一部補助の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に、全額補助の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に記載すること。
- （４） 他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号 28 の公費負担医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院（同法第 37 条））と同様の取扱いとすること。

3 公費負担医療の受給者番号について

公費負担医療の受給者番号は、「9999996（7桁）」を記載すること。

4 「特記事項」欄について

オンライン資格確認等システム又は限度額適用認定証により、患者の所得区分を確認の上、患者の自己負担額が高額療養費又は一部補助の自己負担上限額を超える場合には、当該所得区分等に応じて、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）の『「特記事項」欄について』において定める略号、区ア、区イ、区ウ、区エ、区オ、区カ及び区キのうち、該当する略号を記載すること。

なお、入院における多数回該当の場合は多ア、多イ、多ウ、多エ、多オ、多カ及び多キのうち、該当する略号を、また、外来における多数回該当の場合は区ア、区イ、区ウ、区エ、区オ、区カ及び区キのうち、該当する略号を、それぞれ記載すること。

5 「療養の給付」欄について

本請求に係る「請求」の項には、実際に算定した新型コロナウイルス感染症の治療薬の合計点数及び入院患者における新型コロナウイルス感染症に係る診療の合計点数をそれぞれ記載すること。

また、全額補助に係る「負担金額」又は「一部負担金」の項には「0円」と記載し、一部補助に係る「負担金額」の項には、患者の所得区分に応じ、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」の 8（２）②に掲げる公費による減額措置後の最大の自己負担限度額までの額を記載すること。

なお、入院における患者の自己負担額が、一部補助の自己負担上限額を下回る場合には、「負担金額」の項に 10 円未満の端数を四捨五入する前の患者の自己負担額を記載すること。

記載例：「療養の給付」欄

(1) 入院の場合 1 特記事項：区ウ 70 歳未満

公費①：一部補助 公費②：全額補助

- ・新型コロナウイルス感染症に係る入院料など：102,500 点
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬：40,000 点

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※ 決 定 点	負 担 金 額 円
		142,500		(87,680) (81,430) 169,110 減額 割(円)免除・支払猶予
	公費①	102,500		70,100
	公費②	40,000		0

(2) 入院の場合 2 特記事項：区オ 70 歳以上 低所得 I

公費①：一部補助 公費②：全額補助

- ・新型コロナウイルス感染症に係る入院料など：102,500 点
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬：40,000 点

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※ 決 定 点	負 担 金 額 円
		142,500		(15,000) (15,000) 30,000 減額 割(円)免除・支払猶予
	公費①	102,500		0
	公費②	40,000		0

(3) 入院の場合 3 特記事項：区オ 70 歳未満

公費①：一部補助 公費②：全額補助 公費③：生活保護（法別 12）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る入院料など：102,500 点
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬：40,000 点

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※ 決 定 点	負 担 金 額 円
		142,500		(35,400) (35,400) 70,800 減額 割(円)免除・支払猶予
	公 費 ①	点	点	円
		102,500		15,400
	公 費 ②	点	点	円
		40,000		0

公費③ 請求：142,500点

負担金額：0円

(4) 外来の場合 特記事項：区ウ

公費①：全額補助

- ・初・再診料、検査料など：1,400 点
- ・コロナ治療薬：9,400 点

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※ 決 定 点	一 部 負 担 金 円
		10,800		減額 割(円)免除・支払猶予
	公 費 ①	点	点	円
		9,400		0
	公 費 ②	点	点	円

6 その他

その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」によること。

7 実施時期等

(1) 令和5年5月8日から実施すること。

(2) 同年5月1日から5月7日までの間に入院した患者の入院に係る費用の請求方法については、5月31日までの間は、なお従前の取扱いによるものとする。ただし、公費負担医療の受給者番号は、「9999996（7桁）」を記載すること。

実施機関名		公費負担者								集計コード
		法別 番号		都道府 県番号		実施機関番号			検証 番号	
北海道	入院診療：一部補助	2	8	0	1	0	7	0	0	28010700
	治療薬：全額補助	2	8	0	1	0	8	0	9	28010809
青森県	入院診療：一部補助	2	8	0	2	0	7	0	9	28020709
	治療薬：全額補助	2	8	0	2	0	8	0	8	28020808
岩手県	入院診療：一部補助	2	8	0	3	0	7	0	8	28030708
	治療薬：全額補助	2	8	0	3	0	8	0	7	28030807
宮城県	入院診療：一部補助	2	8	0	4	0	7	0	7	28040707
	治療薬：全額補助	2	8	0	4	0	8	0	6	28040806
秋田県	入院診療：一部補助	2	8	0	5	0	7	0	6	28050706
	治療薬：全額補助	2	8	0	5	0	8	0	5	28050805
山形県	入院診療：一部補助	2	8	0	6	0	7	0	5	28060705
	治療薬：全額補助	2	8	0	6	0	8	0	4	28060804
福島県	入院診療：一部補助	2	8	0	7	0	7	0	4	28070704
	治療薬：全額補助	2	8	0	7	0	8	0	3	28070803
茨城県	入院診療：一部補助	2	8	0	8	0	7	0	3	28080703
	治療薬：全額補助	2	8	0	8	0	8	0	2	28080802
栃木県	入院診療：一部補助	2	8	0	9	0	7	0	2	28090702
	治療薬：全額補助	2	8	0	9	0	8	0	1	28090801
群馬県	入院診療：一部補助	2	8	1	0	0	7	0	9	28100709
	治療薬：全額補助	2	8	1	0	2	8	0	4	28102804
埼玉県	入院診療：一部補助	2	8	1	1	0	7	0	8	28110708
	治療薬：全額補助	2	8	1	1	0	8	0	7	28110807
千葉県	入院診療：一部補助	2	8	1	2	0	7	0	7	28120707
	治療薬：全額補助	2	8	1	2	0	8	0	6	28120806
東京都	入院診療：一部補助	2	8	1	3	2	7	0	2	28132702
	治療薬：全額補助	2	8	1	3	2	8	0	1	28132801
神奈川県	入院診療：一部補助	2	8	1	4	0	7	0	5	28140705
	治療薬：全額補助	2	8	1	4	0	8	0	4	28140804
新潟県	入院診療：一部補助	2	8	1	5	0	7	0	4	28150704
	治療薬：全額補助	2	8	1	5	0	8	0	3	28150803
富山県	入院診療：一部補助	2	8	1	6	0	7	0	3	28160703
	治療薬：全額補助	2	8	1	6	0	8	0	2	28160802
石川県	入院診療：一部補助	2	8	1	7	0	7	0	2	28170702
	治療薬：全額補助	2	8	1	7	0	8	0	1	28170801
福井県	入院診療：一部補助	2	8	1	8	0	7	0	1	28180701
	治療薬：全額補助	2	8	1	8	0	8	0	0	28180800
山梨県	入院診療：一部補助	2	8	1	9	0	7	0	0	28190700
	治療薬：全額補助	2	8	1	9	0	8	0	9	28190809
長野県	入院診療：一部補助	2	8	2	0	0	7	0	7	28200707
	治療薬：全額補助	2	8	2	0	0	8	0	6	28200806
岐阜県	入院診療：一部補助	2	8	2	1	0	7	0	6	28210706
	治療薬：全額補助	2	8	2	1	0	8	0	5	28210805
静岡県	入院診療：一部補助	2	8	2	2	0	7	0	5	28220705
	治療薬：全額補助	2	8	2	2	0	8	0	4	28220804
愛知県	入院診療：一部補助	2	8	2	3	0	7	0	4	28230704
	治療薬：全額補助	2	8	2	3	0	8	0	3	28230803
三重県	入院診療：一部補助	2	8	2	4	0	7	0	3	28240703
	治療薬：全額補助	2	8	2	4	0	8	0	2	28240802
滋賀県	入院診療：一部補助	2	8	2	5	0	7	0	2	28250702
	治療薬：全額補助	2	8	2	5	0	8	0	1	28250801
京都府	入院診療：一部補助	2	8	2	6	0	7	0	1	28260701
	治療薬：全額補助	2	8	2	6	0	8	0	0	28260800
大阪府	入院診療：一部補助	2	8	2	7	0	7	0	0	28270700
	治療薬：全額補助	2	8	2	7	0	8	0	9	28270809
兵庫県	入院診療：一部補助	2	8	2	8	0	7	0	9	28280709
	治療薬：全額補助	2	8	2	8	0	8	0	8	28280808

実施機関名		公費負担者								集計コード
		法別 番号		都道府 県番号		実施機関番号			検証 番号	
奈良県	入院診療：一部補助	2	8	2	9	0	7	0	8	28290708
	治療薬：全額補助	2	8	2	9	0	8	0	7	28290807
和歌山県	入院診療：一部補助	2	8	3	0	0	7	0	5	28300705
	治療薬：全額補助	2	8	3	0	0	8	0	4	28300804
鳥取県	入院診療：一部補助	2	8	3	1	0	7	0	4	28310704
	治療薬：全額補助	2	8	3	1	0	8	0	3	28310803
島根県	入院診療：一部補助	2	8	3	2	0	7	0	3	28320703
	治療薬：全額補助	2	8	3	2	0	8	0	2	28320802
岡山県	入院診療：一部補助	2	8	3	3	0	7	0	2	28330702
	治療薬：全額補助	2	8	3	3	0	8	0	1	28330801
広島県	入院診療：一部補助	2	8	3	4	0	7	0	1	28340701
	治療薬：全額補助	2	8	3	4	0	8	0	0	28340800
山口県	入院診療：一部補助	2	8	3	5	0	7	0	0	28350700
	治療薬：全額補助	2	8	3	5	0	8	0	9	28350809
徳島県	入院診療：一部補助	2	8	3	6	0	7	0	9	28360709
	治療薬：全額補助	2	8	3	6	0	8	0	8	28360808
香川県	入院診療：一部補助	2	8	3	7	0	7	0	8	28370708
	治療薬：全額補助	2	8	3	7	0	8	0	7	28370807
愛媛県	入院診療：一部補助	2	8	3	8	0	7	0	7	28380707
	治療薬：全額補助	2	8	3	8	0	8	0	6	28380806
高知県	入院診療：一部補助	2	8	3	9	0	7	0	6	28390706
	治療薬：全額補助	2	8	3	9	0	8	0	5	28390805
福岡県	入院診療：一部補助	2	8	4	0	0	7	0	3	28400703
	治療薬：全額補助	2	8	4	0	0	8	0	2	28400802
佐賀県	入院診療：一部補助	2	8	4	1	0	7	0	2	28410702
	治療薬：全額補助	2	8	4	1	0	8	0	1	28410801
長崎県	入院診療：一部補助	2	8	4	2	0	7	0	1	28420701
	治療薬：全額補助	2	8	4	2	0	8	0	0	28420800
熊本県	入院診療：一部補助	2	8	4	3	0	7	0	0	28430700
	治療薬：全額補助	2	8	4	3	0	8	0	9	28430809
大分県	入院診療：一部補助	2	8	4	4	0	7	0	9	28440709
	治療薬：全額補助	2	8	4	4	0	8	0	8	28440808
宮崎県	入院診療：一部補助	2	8	4	5	0	7	0	8	28450708
	治療薬：全額補助	2	8	4	5	0	8	0	7	28450807
鹿児島県	入院診療：一部補助	2	8	4	6	0	7	0	7	28460707
	治療薬：全額補助	2	8	4	6	0	8	0	6	28460806
沖縄県	入院診療：一部補助	2	8	4	7	0	7	0	6	28470706
	治療薬：全額補助	2	8	4	7	0	8	0	5	28470805